第四節 農業と鉱工業・漁業の発展

1 農業経営の発展

物でも、それらが畑作である場合は競合することはなかった。 になった。 菜種作経 菜種は裏作物で、稲のあと田で栽培されることが多かったから、 近世後期に市域では、全体として商業的農業がいちだんと進展した。まず、六甲南麓地域では 近世中期以降水車を利用する絞油業が盛行し、付近農村では、 その原料たる菜種の栽培が盛 都市向け野菜やその他の商品作 7

比重の高さをうかがうことができる。このことは、一○○石に近い北野村をはじめ五○石程度の石井村・荒 同村の田一二町余の三分の二以上に作付けされていたことになって、村によっては商品作物としての菜種の 八石の生産にはおよそ四町の田が必要となり、 地域といえるであろう。 (表⑿)。多い村で約一○○石、少ない村では一~二石と、村によってかなりの差はあるが、まず菜種作の多い まずこの地域の菜種作の状況を、文化十年(一八一三)の八部郡 菜種の反当収穫量は、一石弱と推定されるから、例えば鳥原村の場合販売量の三九・ 同村の田一六町余の四分の一、また花熊村の八一・五石では、 部村々の菜種販売高をとってみてみよう

先は、 の菜種 けている場合でもその価格は同額であった。この村役人による一括の販売方法は、 行われており、 は少なく、 接という例が多い 水車新田など、 制されてい 方仕法の実施によって、 表22である。 田村などでも L 次に菜種の か もこの販売は、 神戸村を筆頭に、 は、 た時 西摂灘目水車絞油業者に売却するよう規 この寛政~天保初期は、 ・販売先を、 同 いずれも地元灘目水車絞油業者 一村分を一名の業者に売り払っている場合もあれば、 類に当たってい . 様である。 が、 莵原 花熊村の例で示したも 兵庫津·

かなり販売先を変えている傾向が強 村で取りまとめ庄屋を通じて 毎年同じ業者に販売すること

> 八部郡諸村の菜種販売高と販売先 表 121

る。

従ってその

販

熊内村·

住吉村

へ直

八部

武

産 る H

幕府に [庫三郡

ļ

のが

	11	141	/ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	文化	化10年(1813))
村		名	数量	菜 種 販	売 先
北	野	村	石 98, 935	兵庫津水車稼	京屋善兵衛
r a	宫	村	8. 800	熊内村水車稼	中西長左衛門
花	熊	村	41.000	神戸村油稼人	松屋亀次郎
15	HH	ተΊ	40, 500	篠原村油稼人	車屋喜左衛門
奥	平野	; 村	50. 500	兵庫津木戸町	赤尾屋貞蔵
石	井	村	51.300	"	赤尾屋伊兵衛
荒	田	村	51.000	水車新田	定松嘉平次
鳥	原	村	39. 830	兵庫津木戸町	赤尾屋伊兵衛
夢	野	村	1.380	"	赤尾屋源兵衛
口女	少法=	导村	2.100	兵庫津江川町	京屋善兵衛
奥如	少法号	异村	4. 550	石井村	石屋源兵衛
車		村	1.950	兵庫細辻子町	鍋屋藤左衛門
Ħ	Ш	村	3. 950	"	"

資料: 新保 博『封建的小農民の分解過程』

最 で は一石銀約八○匁強で推移しているが、 も低い水準に低落している。 ところでこの時期の菜種 0) 価格はどうなっていたのであろうか。 この時期菜種作農民は、 寛政の取締り強化以後の文化・文政期では七○匁弱と近世後期 厳しい経営環境のもとに置かれていたといえる。 大坂周辺村の例でみれば、 宝曆~寛政期

ば享和三年(一八〇三)の東須磨村でも百姓代がまとめて兵庫津や御影村などへ売り払

三名に分けている場合もある。

他の村でも同様で、

例

え 分

ってい

歴史編Ⅱ 近 世

7

花熊村の菜種販売高と販売先 趨 表 122 表 カ 123 |勢のうちで一〇〇匁を上 L 天保 販 売 先 は うした価格変動は当 種 年 代 数 哥 花熊村農民の持高規模と菜種販売高との 石 0) 60.138 俵屋長治郎 神戸村水車稼 油 寛政 9(1797) 大和屋嘉兵衛 19.084 能内村水車稼 仕法改革以後 升屋源五郎 23, 848 北野新田水車稼 俵屋長治郎 // 10 75.350 神戸村水車稼 35, 230 兵庫津水車稼 京屋善兵衛 11 神戸村水車稼 俵屋長治郎 36, 920 一然生産農民に 俵屋長治郎 12 76.530 神戸村水車稼 は、 回る騰貴をみるに至ってい 油屋兵五郎 36,000 水車新田 享和 1(1801) 小池屋助三郎 35, 930 水車新田 販売先も大坂 27,000 熊内村水車稼 大和屋嘉兵衛 2 浜屋利兵衛 26,600 二茶屋村水車稼 直接影響を与える。 文化 1(1804) 神戸村水車稼 俵屋長治郎 61.300 能内村水車稼 大和屋嘉兵衛 28,000 2 篠原村油稼人 車屋喜左衛門 27, 200 3 53, 200 兵庫津 京屋寅次郎 兵庫 相関関係をまとめたものである。 // 9 神戸村油稼人 松屋亀次郎 // 74, 200 神戸村油稼人 松屋亀次郎 41.000 10 11 堺 40.500 篠原村油稼人 車屋喜左衛門 0) 40,500 熊内村油稼人 大和屋嘉兵衛 文政 3(1820)∤ 種 先 42.000 神戸村 松屋五兵衛 0) 物 松屋五兵衛 神戸村 花熊 95, 500 蕳 油屋五兵循 36, 432 住吉村 屋まで広げられ、 対に 9 64, 316 日向屋吉右衛門 20.971 阿波屋伝三郎 もどっ 油屋五兵衛 116, 324 住吉村 10 47.527 住吉村 油屋五兵衛 米屋宗三郎 48, 326 て、 11× 46.251 万 屋 辰 まず菜種の販売に 甚 油 屋 47, 221 販 加 天保 1(1830) 164.561 熊内村 田中善右衛門 売農民をみ えて幕末期 42, 100 兵庫津 油屋源兵衛 2 油屋元三郎 43,700 水車新田 明) 4 110.0345 (不 (不 明) 14 118,788 7 0 62, 265 天満屋市助 物 か 又 15 64, 598 京 屋 鶴 か I 価

(注) *この年の菜種販売高の内には他村分44.496石をふくむ。

資料: 新保 博『封建的小農民の分解過程』

上

昇

わ

2

表 123 花熊村の農民持高別菜種販売高

(単位:戸)

		文	政	9	年	(18	26)			天	保	15	年	(18	44)	
持 高 販売高	無高	1石未満	1 ? 3	3 { 5	5 { 10	10	15 石以上	計	無高	1石未満	1 2 3	3 { 5	5 } 10	10 { 15	15 石以上	計
1石未満		3	4					7		1	4	1	3			9
1~ 2			5	3	2			10		1	2	3	2			8
2∼ 3			4	4	4			12		1	1	3	4			9
3∼ 4				2	5			7				1	5			6
4∼ 6				2	4	2		8					5			5
6∼ 8						1		1					1	2		3
8~10								0							1	1
10石以上								0							1	1
計	0	3	13	11	15	3	0	45	0	3	7	8	20	2	2	42
農民総数	1	19	18	11	16	3	0	68	1	17	9	10	21	2	2	62

資料:新保 博『封建的小農民の分解過程』

を拡大してゆく上位高持の富農層と、 から 進 ħ 15 上 0) 7 b V で かに、 すなわち t てお に伸ばしている反面、 農民が現れ、その販売高も文政時を上回る八石 うい できる。 たのに対 なかで ただ価格の低落期に当たる文政九年(一八二六) り、 持高で一~一○石層、 持高をこれまで以上に増大させた一五石以上 わば中間のやや小規模層の密度が高くなって 文政時を下回る販売高 一両極 全体に菜種作経営は規模の拡大集中化が 方に 価格高騰期の天保十五年 (一八四四) へ分解している様子をうかがうこと は 作物価 持高三~一〇石 販売高で一~三石層と 格 0 変動 石未満の農民が現 他方には経営 に乗じて経営 の中 蕳 層

有耕地規模の大きいほど菜種の販売高は多くなって

ほとんどが加わっていた様子がよ以上層でみると九○%近くなり、

わかる。

もちろん所

耕

た農民は、

全村の六六%に及ぶが、

地を持つ農民それを持高一

石

	巨代	天明	文政	11	"	天保	11	"	11	//	"	11	"	//
品種	_	天明 5	文政 3	4	5	天保	5	7	9	10	11	12	13	15
\$	ち	3, 2	1.2	1.5	1.2	1.5	1.5	1.7	1.7	1.6	3.0	2.3	3. 0	2.0
但 馬	穂	1.4	1.2	1,5	1.8	1.5	1.4	1, 5	0.4	1.4	1.3	1.7	1.5	1.1
但 馬 早	稲	1.6												
より出	l	1.4	1.3	1.2										
孫 右 衛	門	2.4	1.3	1.1	1.3	1.5	1.5	1.4	1.6	1.9	2.0	2.0	2.5	2.1
自	河	0.1)					
山 田	穂		3.0	2.4	2.1	2.0	2.3	1.8	1.8	1. 9				
唐 櫃 早	稲		1.8	1.5	1.2									
高平	穂			1.5	1.4									
びしゃも	ん				1.0									
伊 勢	穂				0. 3	1.4								
天	王					1.5								
名 古 屋	穂					1.0	1.3	1.8	1.5	1.7	2.0	2.0	1.2	
十 連 寺	穂						2.0	2.2	1.7	1.7	2.5	2. 3	1.7	2.0
佐 十	郎							1.0						
若 ノ	浦								1.7					
源 二	郎									1.4	2.0	2.0	1.8	2.4
わ	찬										0, 8			
用 宅 寺	穂											1.2	1.8	
出 羽	穂													2.0
合 計		10. 1	9. 8	10. 7	10. 3	10. 4	10. 0	11, 4	10. 4	11.6	13.6	13. 5	13. 5	11.6

資料:「芝家文書」

有馬郡に属していた市域北東 零細規模層の増加という、 平野を限る北西部の山地によ 部の村々は、六甲山地と大阪 米作農業の実情を、上二郎村 層分化をも如実に示している。 保期以後の花熊村農民層の階 の縮小を余儀なくされてゆく 幕府領か関東地方に本拠を持 うえでは、大沢地区を除いて*、* 需要地域に近く、 市場や灘目の酒造地といった あったが、距離では大坂の米 って縁どられ、 の芝家の例で考えてみよう。 みる米作経営 北部の二郎村に 交通が不便で 領主支配の 域北部の 一方、 市

商

米の販売と

生産された米はまず年貢米として領主に納付され、

その残余が飯米と販売用に

充てら 的 な比重

芝家の

販売物のうち圧倒

は前記芝家の農産物販売状況をまとめたものである。

販売総額に占める割合も例外的な天保十年を除いてはほとんど八○%以上に達し、

肥料の購入

表 125

を示しているのは米で、

遠 隔 の大名領であったことが特徴的である。

に けされている種類があるのは、 目立っている。 年で八種類、 男女それぞれ一 こうした新品種の試作と選別こそ近世を通じて行われた品種改良の典型的な姿であったとされてい くても三斗程度どまりという特定品種にあまり集中しない方法が採られている。 たとみられる。 は増 この 種類 さて、 上二郎村は飯野藩 三業的農業としての米生産とい 加傾向を示しており、 品 0) 表 124 播種量 種のうち、 少ない年で六種類とかなり多く、特に毎年のように一~二種類は新品種を採用していることが は断続しているが天明五年(一七八五)から天保十五年に至る間の稲の作付品種の一覧である。 そしてこの新品種の中から、 は その主作物はもちろん米であり、 名計二名の雇用労働力を抱えて、 すでに天明五年から一貫して作付けされている「孫右衛門」は、 (千葉県富津市) 升とか三升とかという少ない場合はむしろ例外的で、 幕末期に播磨国美嚢郡で米質良好として奨励された品種であったことを考える その作柄が良かったために繰り返して用いられたことを示しているとみられ 領で、 う経営の様相をうかがうことができるであろう。 同村の芝家は、 山田穂・名古屋穂・十連寺穂などのように、 その大部分を自作しながら、 年によっては菜種が販売用に作付けされることもあった。 文化八年所有耕地約一町二反 平均 なお若干は小作地に出して また作付品種の数は、 は一斗六、 その播種量も天保後期 (石高にして約二〇石) 以後連続して作付 七升であり、

> 歴史編Ⅱ 近

表 125 芝家の農産物販売状況

/p* //s	No Historia	菜 種	7 0 14	um sir 660 dar	販売総	額に占め	る比率
年 代	米販売額	菜種販売額	その他	販売総額	米	菜種	その他
天明 6	タ 876.16	匁	匁	匁 876, 16	% 100. 0	%	%
寬政期	831.94			831, 94	100.0		
文政 3	800, 20	97.65	44. 50	942. 35	84.9	10. 4	4. 7
<i>n</i> 4	816, 77	118.95	8, 80	944. 52	86. 5	12.6	0.9
<i>n</i> 5	989. 44	117.04	40. 00	1, 146. 48	86. 3	10. 2	3. 5
// 10	697.00			697. 00	100.0		
天保 2	627. 15			627.15	100.0		
<i>n</i> 5	1, 857. 89			1, 857. 89	100.0		
<i>n</i> 6	972.43	277.58		1, 250. 01	77.8	22.2	
<i>"</i> 7	1, 749. 26			1, 749. 26	100.0		
<i>n</i> 9	1, 588. 64	175.61		1, 764. 25	90.0	10.0	
// 10	343.72	310.68		654. 40	52.5	47.5	
// 11	1, 375. 20			1, 375. 20	100.0		
// 12	1, 357. 99			1, 357. 99	100.0		
<i>"</i> 13	1, 103. 54	254. 20		1, 357. 74	81.3	18. 7	
<i>"</i> 14	477. 94			477. 94	100.0		
// 15	671.03	117. 10		788. 13	85.1	14.9	

資料:「芝家文書」

勤める者や、米商人(文政十三年には一 されているのは米谷村(宝塚市)ただ一 郡岡部町)の米宿、三田藩の馬宿などを カ所である。米谷村は有馬郡から大坂 〇人)もいて、 へ至る道筋にあり、 米販売には便宜があっ 岡部藩(埼玉県大里

時期を通じ継続的に、かつ大量に販売 したのが表習である。 ~七カ所があげられているが、この さて次に米の販売先とその量を整理 販売先としては

いる。 特徴を示している。 米だけの年もあるほどで、 いない年もあり、 米に次いで菜種がかなり販売されて ただ恒常的ではなく、販売して その額も総額の一〇 米主作 地

%台程度である。 おそらく田方裏作と

して栽培されたものであろう。

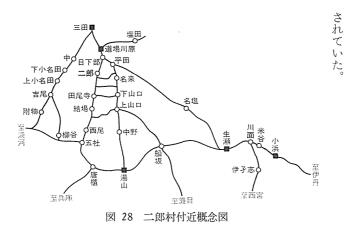
0)

第四節 農業と鉱工業・漁業の発展

表 126 芝家の米販売状況(天明6(1786)~天保15(1844))(単位: 石)

販売 大円 米谷 村 生瀬 村 湯山 村 名来 村 切畑 村 日下 田 前村 下山 村 川面 村 村内 不明 合 天明 6 11.503 寛 政 8.269 文政 3 3.995 0.999 7.849 0.330 〃 4 5.012 〃 5 3.954 2.160 4.097 3.040 4.097 3.040 2.687 3.168 16. 2.687 3.168 16. 2.687 3.168 16. 1.001 4.530 1.002 17. 2.687 3.168 16. 0.400 0.980 17.
題 政 8. 269 文政 3 3. 995 0. 999 7. 849 0. 330 " 4 5. 012 4. 097 3. 040 " 5 3. 954 2. 989 1. 500 2. 040 0. 330 2. 687 3. 168 16.
文政 3 3.995 0.999 7.849 0.330 2.160 1.001 16. " 4 5.012 4.097 3.040 4.530 1.002 17. " 5 3.954 2.989 1.500 2.040 0.330 2.687 3.168 16.
" 4 5.012 4.097 3.040 4.530 1.002 17. " 5 3.954 2.989 1.500 2.040 0.330 2.687 3.168 16.
" 5 3.954 2.989 1.500 2.040 0.330 2.687 3.168 16.
天保 5 16, 261 0, 400 0, 98017.
" 6 11, 768 11.
" 7 6.864 5.240 1.210 1.000 14.
" 9 8. 939 5. 908 1. 000 15.
" 10 6.618 6.
" 11 18. 994 0. 990 19.
" 12 15. 821 0. 980
" 13 12.536 0.202 0.947 13.
" 14 6. 023 6.
" 15 8.069 8.

資料:「芝家女書」



がえる。有馬郡の産米も酒造米としてよく利用米谷村のこれら在方商人との関係の深さがうかた。有馬郡の個々の農民が米を売却する場合、

歴史編Ⅲ 近 世

	年 代	T					1		
販売先	4 10	文政 3	4	5	天保 6	9	10	13	15
平田村	米屋善次郎	1.428	1.820	2.009					
11	泉 仙 店							2.110	
道 場 村	山口屋				1.193				1.394
日下部村	山 卯				0. 206				
三田町	河 内 屋				1.640	1.314	2. 563		
"	紀ノ国屋 喜 兵 衛								
合	計	1. 428	1.820	2.009	3, 039	1. 314	2. 563	2.110	1.394

資料:「芝家文書」

表 128 芝家の肥料購入状況

(単位: 匁)

購入元	年代	文政 3	4	5	天保 3	5	7	9	12	13
兵 庫	魚 屋物 右衛門	377	235	321				365. 92		
切烟村	戎屋利兵衛		91.5		604. 90	120	514	567. 55	475.62	569, 40
平田村	米屋善次郎	64								
結場村	儀 兵 衛		10. 3	100. 16						
合	計	441	336.8	421.16	604. 90	120	514	933. 47	475.62	569. 40

資料:「芝家文書」

米の場合の米谷村のように集中して 増やしている。これは文政期が米価 生瀬村 (西宮市) あるいは村内などと の湯山 庫 文政期には干鰯を主とする魚肥を兵 三田町など近在のおそらく絞油業者 は売りさばけない状況をみて、近村 の低水準期に当たり、 らにその販売先も米谷村以外に近在 量が以前より若干増加しており、さ 売り払っているとみられる。 も売り払ったものと考えられる。 の魚屋惣右衛門から、 る傾向はなく、 また文政期の三例では、 次に菜種の販売先をみると(表語)、 方肥料の購入元をみると(表認)、 · 切畑村 · 名来村 (西宮市) · 平田村· 米谷村のみで また油粕を、 その販 道場村

米麦作経営

田家

の例でみてみよう。

文化三

年の島上・島下・豊島 菜 るとそのほとんどを切畑村 |種の販売先である前記平田村米屋善次郎と結場村の絞油業者儀兵衛から購入してい 川辺・ (五社) 武庫・ の戎屋利兵衛から購入するように変化してい 遠原・ 有馬の摂津七郡五穀仲次人三三名連名中の一人であり、 る。 この戎屋利兵衛は天保 . る。 しか し天保期 当 K Ď 15

馬郡における有力な在方商人であった。

て営まれていたといえる。 年すらあったから、 ことになり、 n は同家の さて芝家の米の販売量は、 この代金で購入する肥料代の割合も、 播 年貢米を差し引いて考えると、 種 量 一から推定される作付面積 すでに近世後期に この時期多い年で一九石余、 は やはり売却代金の三五~四五%程度になり、 主穀の米作においても、 その商品化率はかなり高かったと考えなければならない。 MJ 五反前後からみれば、 少ない年で六石余、 商品貨幣経済に立脚する商業的農業とし 収穫量の 平均して約一四石となり、 四〇%を超える部分を占める 時に五○%を超える

ることができる。 したがってこの芝家の場合、 次に市域西部に位置する明石郡の河川 商品作物としての米生産を基本とする、 流域村々の米麦作経営の様子を、 雇用労働力を擁した富農的経営とみ 明石川流域の 中村藤

広さからみて、 畝 時 た裏作として裸麦・小麦・大麦・菜種などを一町二反七畝に作付けしていた。 町 数反の 家族のほかに少なくとも二、三人の雇用労働力を擁していたに違いない 耕 地を所有し、 表作として稲を二 藤 田家は、 一町二反五畝、 近世中期に同村の庄屋も勤めた有力農家である。 綿を田に二反二畝、 記録は 畑に九畝、 Ļ ないが、 部 は小作地 合計三反 耕 地

0)

表 129 藤田家の農業生産(文化3年(1806))

	7345 201	- /////		100 1 (2		
作物	9 4	産高	生產	額上	Ł	率
米	95	5俟3斗5	升 2,87	タ l	66.	7 [%]
(反当たり)	石 2.12	12	1		
麦 {裸 法	麦 21 麦 3	機 1 ^斗 3機 2 ^斗 2 3 ^斗	升 59:	3. 14	13.	8
綿		415 ^斤 弁	₹ 74′	7	17.	4
(反当たり)	135	24.	3		
菜	重 2	2 依 3 斗	9	L	2.	1

(注) 1 俵は 5 斗、米価は 1 石60匁、麦価は 1 石47匁、綿 価は1斤1.8匁,菜種は1石70匁で換算。

麦類

Ó

適宜

0)

して

たとも考えられ

資料:「藤田家文書」

経営の 比 か 9 明 姿ということであったろう。 石 藩も年貢米現物収納を堅持 Ш 域 村 々に 共通 L 1, てい る これ るという状況下で は、 明 石産米もすでに酒造米としてか

0

さらに

同

家

家のこ

れら農産物の販売状況をみようとした

水

田

率

0)

高

1,

河

流

L

Ē

なり

0

需要を保持

現物年貢米を負担 米のみでみれば 化率というべきで そ が する れ 表 は 130 表 130 藤田家の農産 物販売額 (文化 3年(1806))

0)

 $\mathcal{F}_{\mathbf{L}}$ である。

%

程

度に達

Į

主食作物を中

生産額に

占め

る販売額

の割合は、

業経営としては、

米はや

は

りか

なり 心とし、

高

V

商品

作物	販売額	比率
**	久 1, 468. 71	% 85. 3
綿	222. 22	12, 9
麦	23.5	1.4
大 豆	6.6	0. 4
合計	1, 721. 03	100.0

(注) 販売したものには、ほかに 竹・干粕・木などがある。 文化3年2月~12月を集計。 資料:「藤田家文書」

どの村でもみられたがいずれも小規模であり、 は 示 綿 L 反当収穫量のわ は米 7 bi る。 の二倍近く カコ l 0 田 方綿作 額 K ts は り 例 商品作物としての有利 えば 金屋 慶 餇 貨幣換算で 0) 傾向 養

田

な

かる米と綿を比較してみると、

菜なども当然栽培されたが、 うち約六七 農業生産をまとめたのが表別である。 四%となって、 推 %は米が占めて最も多く、 定価格ではあるが積算してみると、 菜種は少ない。 史料のうえか この 残りは綿 6 ほ は もとの俵単 わ か 自 カュ 0) 総生 [給用 6 ts 七 位 0) % 産 野 額

第四章 近世社会の変容

あろう。 二番目に多い綿の場合のそれは三〇%程度にしかならず、 河川流域村々ではなお綿作は自給的 ||性格

が

強かったといえる。

総販売額の約四○%を占めており、 方同年の購入肥料の方は、 干鰯 ここにもこの時期の、 (代銀六四〇匁七分) · 油粕 購入肥料の投下、 (代銀一二六匁) が利用されているが、これ 収穫物の販売という商業的農業 は

の姿をみることができる。

粕 ており、 で売り払われており、 て有馬郡と同様明石郡でも、 の購入元でもあり、 では最も主要な販売物である米はどこへ売られたであろうか。 当時の商業的農業経営を流通のうえで支えていたのは、この在方商人の活動であった。 これは飯米用と推定されるが、一〇俵余をまとめて売却している下村の茂兵衛や、 同時に米の販売先である米屋九兵衛などは、 個々の農民は地域的な在方商人などを通じて生産物を売却 同家の場合は大部分が村内の者にやや小口 在方ないしは明石の商人であろう。 Ļ 肥料を購 こう 油

2 水車業の発展

そらくは雇用労働力を有する富農的経営といえるであろう。

の藤田家の場合も、

藩体制の枠内にありながら、その経営の基本はすでに商品経済に立脚しており、

お

西摂の絞油業 寛政三年令と 従来の大坂市場の独占体制を崩し、 明和七年 (一七七〇)の仕法改正によって幕府は、 西摂の絞油地帯に新しく油の流通市場をつくり、江戸 江戸市場の油供給を安定化させるため、 油を禁止するとともに、 が可能となった。さらに寛政九年四月に幕府は、 いえば、この法令によって菜種の供給圏が、 に直積するか、 ②それを武庫郡西宮・灘目・兵庫までの間の水車・人力稼の者に限り買わせること、 対馬の一三ヵ国の菜種の大坂廻着を禁止し、 ように 大坂への廻着量が増加しないため、その趣旨を撤底させるとともに、 発令している。 大坂出油屋に売却するかは絞り油屋の勝手であること、 各国々の代官や領主に菜種の作高調査を命じた。 ①安芸・周防・長門・出雲・因幡・伯耆・石見・美作・隠岐・阿波・ 兵庫津に新規に取り立てる二軒の種物問屋に積み登らせること、 西摂三郡から西国一三カ国に広がり、また絞り油の江戸直積み 前述の同三年令の一三カ国やそれ以外の国々からの菜種 の三点である。 途中での売却や手絞り以外の絞 (3)絞り立てた油は江戸 灘目の絞り油 大隅 . · 壱岐 から

庫・ 寛政三年令についで九年令が出されたことによって推測されるように、 大坂への廻着高は増加しなかったのである。 幕府の期待したほどには菜種の兵

灘目水車 郡河原村伊兵衛倅伊三郎) この頃の灘目水車業の状況について、灘目水車五拾六輛仲間惣代(八部郡二ツ茶屋村利兵衛と켫原 の願書をみてみよう。 それによれば、

(1)そのうち壱岐国 で少量廻着していたので前金を差し出したが、それ以後入荷がなく、 ~三○石程度入荷があるだけで、他の阿波・対馬・安芸・出雲・隠岐・伯耆・周防・長門・因幡の九ヵ国 寛政三年に武庫・蒬原・八部の三郡のほか、一三カ国から菜種を買い取ることができるようになったが、 (大坂蔵屋敷へ二五〇〇石)の分は入札で買い入れているが、 美作国から五〇石、 大隅国からは辰年 (寛政八年) 石見国から二〇

次

市場への油の供給量を増加させようとした。それを受けて寛政三年(一七九一)八月二日に大坂町奉行は、

を無株人に売ったり、

不正に絞油を行ったことによる。

からは全く入荷がないこと、

(2)これらの菜種を水車新田 灘目水車五拾六輛仲間や人力油屋三○軒が買っていること、

等が記されており、 やはり寛政三年令による効果がなかったことが知られ

また、この史料から水車の製油能力がわかる。

があること、 ら三六○石の油が、 大坂で一日に菜種五石で油を一石絞るのに五五匁二分かかるが、それに対し、 綿実だけであれば一二~三貫で一九○石余の油が絞れ、 合計一二万樽余の油を絞る能力 水車絞りでは

年間で水車一

輛につき、

菜種だけであれ

ば

四〇〇石

安いので、一○樽につき一○○匁余も安く江戸へ運送できると、水車絞りの利点を強調している。 一石につき二二匁九分六厘も 安く 絞油でき、一〇樽分(一樽三斗九升入)では八九匁余も安く、 運賃や価格も

この表 また地域別では、 五拾六輛仲間 水車新田による 違法者の取締り へから、 は、 寛政六年から九年までの三年間で四八件の摘発件数があり、 播磨国が五三件で、全体の四九・五%を占めていることが知られる。 これらの地方におこってきた違法者の摘発を行った。その状況を示したのが、 前述の灘目五拾六輛仲間惣代の願書に見られるように、 の減少の一 因は、 地方における絞油業の成立にあった。 全体の四四 そのため、 菜種や綿実の絞油原 摘発の理由 九%を占めている。 水車新田と灘目水車 料 表別である。 0 入荷

人力油稼といっても踏車二輛を用い、 油稼として綿実を買い取っているという風聞があり、 寛政三年の讃岐観音寺の広島屋惣兵衛の一件についてみてみよう。 水車同様の大仕掛の作業場を作り絞油していた。このため、 そのために摘発されたものである。 これは、 惣兵衛の場合は、 惣兵衛が 惣兵衛は 人力

表 131 「不正油稼人」摘発件数

国名	摂	和		挧	ì	E	密		美	備	備	備	安	芸	出	淡	ព្រ	讃	岐	不	合
郡名			加	加	美	神	揖	そ					広	~~				豊	そ		
年代	津	泉	東	西	変	東	東	の他	作	前	中	後	島	の他	雲	路	波	Œ	の他	明	計
天明 2					1	3															4
5	1																				1
7							1														1
8			2	1							2										5
寛政 1			1		1					1	1										4
2			2				1	2			1										6
3											1							1			2
4											1										1
5			1				1		1				2						2		8
6			3	2		1		3				2		1		1					13
7	2						1	3	1		1	1	1					1	1		12
9			3	3	2			1	10		2		1					1			23
10		1	4		1													1			7
11			1																		1
享和 1	1							1				3									5
2								1													1
3																			1		1
文化 1												1									1
2			1								1				1						3
10	1																				1
11				3	1								nomen and a second								4
12																				1	1
文政 4											1										1
13											~~~						1				1
合 計	5	1	18	9	6	4	4	12	12	1	11	7	4	1	1	1	1	4	4	1	107
H H		-			5	3					~ ^	•	5		_	_	-	8	3	-	

(注) 摘発件数4以上の郡のみに「郡名」の項を設けた。

資料: 今井林太郎・八木哲浩『封建社会の農村構造』

出

[油間]

問屋だけが負担してい

た冥加銀、

銀八〇枚

(三貫四四〇匁)

を

西摂の油間

屋・絞

り油

屋を加えて負担す

大坂以外か

ら江戸

へ油を出荷することになったため、

従来大坂の京

口油問屋

江戸

口油

問

屋

水車 三右衛門の水車小屋や庭に大量の種物があり、 大坂 ま 0) 新 前 時惣兵衛は、 田の 奉行に召し出されたが、 寛政 油屋 四年 五右衛門と住吉村鍋屋庄五郎の代理人甚三郎と藤治郎が綿実の買付け 稼道具を兵庫津に送り売却すること、 の備中国窪屋郡の三右 水車新田と兵庫 衛門の摘発についてみると、 三右衛門が夜稼ぎで手作手絞分以上の絞油を行っていたこと 灘目 五拾六輛仲間 以後油物を取り扱わない旨を約定してい との対談ができ、 同年二月十七日と閏二月十六 訴えは取り下げられ のため同村を訪 日 n の二度、 た

後不正な行為を行わない旨を約定している。 召し出 以西に買請人を派遣していたが、これら買請人が不法者摘発を行っていた。 のように、 され審理を受けることになるが、 水車新田や兵庫 灘目五拾六輛仲間 その前に当事者間で和解を行い、 は 絞油原料である綿実買入れのため、 摘発された者は諸道具の売却 摘発された者は大坂町 諸国とくに 奉行 所に 以

が発覚したもの

つであっ

た

大和屋は灘目人力油稼仲間 許可されてい 問屋の成立 新在家村の島屋与平次、 る。 ため、 寛政三年令により、 なお、 この地方にも江戸積の油問屋が成立してい この三人のうち、 の惣代をしており、 熊内村の大和屋嘉兵衛が、 西摂 地 方か 油屋は水車新 人力油稼を行っていた絞油業者であったことが知ら ら直接江戸 田の請負人で、 兵庫から西宮までの油を直接に江戸積することが へ油を輸送することができるように る。 同年七月十日付で水車 水車新 田の 絞油業者の惣代であり、 新 *ts* 田 0) 2 れる。 油 10 屋 五右 0)

歴史編Ⅱ 近 世

表 132 油 冥 加 銀 分 担 額

仲 間 名	株数	寛政3年	4年	5年	6年	7年
大坂京口油問屋 大坂江戸口油問屋	2 5	为 }2, 132. 25	匁 1,802.7	匁 1,797.93	匁 1,643.81	タ 1, 702. 07
大坂出油問屋		1, 280. 62	1, 158. 33	1, 152, 47	1,029.75	1, 090. 23
水車新田油稼水車	25	6. 27	120. 79	121.08	182.82	150.78
兵庫·灘目56輛仲間	56	14.04	270. 56	271. 21	409.6	337.76
灘目人力油稼	12	3.01	57.98	62. 96	124. 37	102.53
兵庫·灘油問屋	3	0.75	14. 49	14. 53	21.95	18.09
兵庫薬種問屋	2	0, 48	8. 55	8. 67	13. 1	10.99
西宮油問屋 西宮人力油稼	} 14	2.58	6.6	11. 15	14.6	22. 89
合 計		銀80枚	銀80枚	銀80枚	銀80枚	銀80枚

資料:「大利家文書」

表 133 江戸下り油の出荷量 (単位: 枠)

出 荷 地	寛政3年	4年③	5年③	6年③	7年③
大坂油問屋	63, 967 _① (76, 760)	68, 182	62, 800	58, 297	68, 542
うち出油屋分	33, 814 (40, 577)	25, 850	24, 533	29, 972	30, 891
兵庫・灘目油問屋	560 _③ (6, 720)	13, 721	12, 857	21, 283	19, 468
西宮油問屋	60 _③ (720)	195	305	415	730
合 計	64, 587	82, 098	75, 962	79, 995	88, 740

⁽注) ① 1月から10月まで。()内は1年分の推定量。

資料:「大利家文書」

② 10月分。()内は1年分の推定量。

③ 前年11月分から10月分までの1年分。

① 1樽は3斗9升入。

これにより、

再び水車新田は、

大坂廻着分のうちから毎年一万五○○○石の菜種の買入れを保証され

大坂の業者の支配下に再び入ることになる。

年までの冥加 ることになり、 ら江戸への油の出荷量である。 銀の分担額と大坂、 同年十一月十三日に寛政三年分の冥加銀が決定され 西宮、 西摂地域の負担分は、 兵庫 灘目油 問屋の出荷量を示したのが、 絞油業者が大半を負担している。 た。 その算定の基礎に 妻 132 15 133である。 寛政三年から 0 た 0) は 各地 庘

る。 させようとした政策は成功している。 まず出荷量をみてみると、 そのため、 冥加 銀の負担額も増加していることが知られる。 総額では寛政四年に八万樽を超え、 地域別では、 寛政六年以後、 この期間では一応幕府の江戸入荷量 兵庫・ 灘目油問屋の取扱量が急増して を増 加

船よりも一○樽につき一○匁安い四五匁であったこと、また八分銀と称して、 人で水車新田の内に三人の買店を一区画の中に設け、惣入口に る 兵庫・ 運送方法については、 難目油問屋が、どのようにして江戸に輸送していたのであろうか。 寛政十年の文書によれば、 「御免油売買所」と表示することが許可され 樽廻船で運送していたこと、 船方から運賃の八%つまり一 寛政四年の文書に 運賃が菱垣

○樽につき三匁六分ずつ、船積の諸入用や問屋職の助成として受け取っていたことが

知られ

前 家用以外の絞油をすることを禁止した。この幕令により、 K 文政五年 0) ように大坂の問屋 幕府は、 ことを禁止するとともに、兵庫菜種問屋に対し安芸・周防等一三カ国の菜種の買入れを禁止 文政五年 (一八二二) 八月に兵庫菜種問屋と西宮・灘目 へ積み送るように令し、 また諸国に おいても手作りのほ 西摂の灘目両組 の絞油業者は、 の油問屋が江戸 かに 種物を買い へ油 明和七年令に戻 入れ を直 たり、 積する

歴史編Ⅲ 近 世

たの

だが、 天保二年(一八三二)には五一九〇石余、 同三年に は四一 五七石余にすぎなくなってい

絞油原料に事欠くことになり、また絞油した油も大坂の出油屋に買いたたかれる状態となり、 しるとのように自由な絞油業の展開を求めて訴えを起こしている。 改正令により、 摂河泉の村々が、 その撤廃を求めて国訴 を展開したが (506 頁)、 難目両組にとっても、

のような状況の中で、 幕府も新たな対応を迫られることになり、 文政十年に楢原謙十郎等による油 の流

通調査が行われ、

天保三年の油方仕法改正が行われた。

遣した。 幕府は、 その調査結果によって、文化十四年 (一八一七) から文政九年までの一○年間 文政十年大坂における油の流通実態の調査のため、 楢原謙十郎等三名を大坂 の大 K 派

坂市場

および灘目地方の絞油業の状況についてみてみよう。

屋が買 う定めが破棄されたため、 けた菜種で占められていたのである。そして前述のように、 多いのは摂泉村々と堺町の水車および人力稼屋で四三・六%、次に大坂両種物問屋の三七・五%で、 新田と兵庫・灘目五拾六輛仲間)、 い入れた数量が 両 組 水車 い請けた菜種の一三・八%にすぎず、大半の八一・八%が西摂 絞油原料の集荷状況では、 稼屋 は 知られる <u>四</u> 六%を占めているにすぎない。 (表134)。 余計に買入れ高が減少している。 **摂津・和泉の村々と堺町の水車および人力による絞油業者の各々の業者が** 菜種については、 菜種および綿実について大坂綿実絞油屋、 一○ヵ年平均で二○万四二七九石九斗五升六合で、 それも一三カ国からの買入れ高は、 文政五年には西国一三カ国から買い入れるとい の武庫 ・莵原・ **摂津灘目両組水車稼屋** 八部 の三郡 灘目 から買 両 組 水車 摂津灘 最も い請 買 稼

第四節 農業と鉱工業・漁業の発展

表 134 菜種・綿実の買請高 (文化14年(1817)~文政9年(1826))

	項目	10ヵ年合計	1 カ年平均		
	ж п	数量	数量	比率	
	大坂両種物問屋(諸国より)	765, 090. 685	石 76, 509. 068	% 37.5	
	大坂菜種絞油屋(五畿内より)	88, 610. 142	8, 861. 014	4. 3	
	灘目両組水車稼屋	298, 076. 2695	29, 807. 627	14.6	
菜	(13カ国より (文化14~文政 5)	41, 240. 011	4, 124. 001	2.0 (13.8)	
	うち 越前用油紋残種 (文化14~文政 6)	13, 005. 502	1, 300. 55	0. 6 (4. 4)	
種	摂津武庫・菟原・八部3 郡より	243, 830. 7565	24, 383. 076	11.9 (81.8)	
	摂泉村々・堺町の水車・人力稼屋 (五畿内より)	891, 022. 469	89, 102. 247	43. 6	
	合 計	2, 042, 799. 5655	204, 279. 956	100.0	
	大坂両種物問屋(諸国より)	4, 015, 585. 150	四 401, 558. 515	% 11. 1	
	大坂綿実絞油屋(五畿内より)	1, 669, 043. 350	166, 904. 335	4.6	
	兵庫・灘目綿実問屋(諸国より)	11, 595, 053. 350	1, 159, 505. 335	32.1	
綿	灘目両組水車稼屋	8, 407, 158. 000	840, 715. 8	23.3	
	うち {	3, 451, 458. 160	345, 145. 816	9. 6 (41. 1)	
実	五畿内より	4, 955, 699. 840	495, 569. 984	13. 7 (58. 9)	
	摂泉村々・堺町の水車・人力稼屋 (五畿内より)	10, 433, 752. 110	1, 043, 375. 211	28. 9	
	合 計	36, 120, 591. 960	3, 612, 059. 196	100.0	

(注) 比率()は, 護目両組水車線屋の買請高に占める割合。 資料: 津田秀夫 『新版封建経済政策の展開と市場構造』

表 135 菜種・綿実の絞油高 (文化14年(1817)~文政9年(1826))

	125	ra l	10 カ 年	合計	1 ヵ年平均			
	項 目 -		数	虛	数	量	比	率
水油 (菜種)	大坂菜種 灘目両組 摂泉村々		425,	798. 781 942. 3115 022. 469	42, 3	万9. 878 594. 231 102. 247	20	5. 7 0. 8 3. 5
型	合	計	2, 047,	763. 5615	204, ′	776. 356	100	0.0
白油 (綿実)	大坂綿実 灘目両組 摂泉村々		5, 693, 20, 105, 10, 433,	556.35	569, 3 2, 010, 3 1, 043, 3		55	5. 7 5. 5 3. 8
寒	合	計	36, 232,	736. 96	3, 623, 2	273.696	100	0.0

資料: 津田秀夫『新版封建経済政策の展開と市場構造』

阿組油総高

- / 11-1 ()- 1			
水	油	自	油
石 高	樽数	石 高	樽 数
石 98, 130. 807	构 石 245, 327+0.007	石 38, 221. 191	桃 石 95,552+0.391
5, 038. 8	12, 597	2, 958. 47	7, 396+0.07
103, 169. 607	257, 924+0.007	41, 179. 661	102, 949+0.061
98, 058. 267	245, 145+0. 267	38, 305. 151	95, 762+0. 351
51, 128. 22 46, 930. 047	127, 820+0. 22 (131, 098) 117, 325+0.047	18, 384. 99 19, 920. 161	45, 962 + 0. 19 (47, 141) 49, 800 + 161

資料: 津田秀夫『新版封建経済政策の展開と市場構造』

両組水車稼屋が二三・三%となっている。つまり兵庫と灘目泉村々・堺町の水車および人力稼屋が二八・九、摂津の灘目

綿実については、

兵庫・

灘目綿実問屋が 三二・一

%

灘 K

組

水

車

稼

は二〇

%

を占

3

7 絞 買 蕳

い

K

すぎな

か 9

Ļ V

油

(綿実油)

で 油

0

Ē 七

水

車

油

(菜種油)

は

泉村

々

.

堺 原

前 料

0) 0)

油

屋

が

同 高

%

で

0

菜種絞

が

Ŧi.

でを占め

大

坂

てみてみよ

5

(表135)。 摂

絞

油

行請高

٤

様

た菜種

で

は

なく綿

実で

2

たことが

る

ħ

らの

ことから主要な絞

油

原

料

は

制

0

強

かゝ

灘

目

両組

の

油

生

そ

n

たでは、 あ

文化

四 わ

カュ

5

文政

高と出荷先

九年まで

Ō

Q 年

0 年 力。 規

絞

油

屋

か 目 水 U

Ŧī. 両

Ŧ.

Ŧī.

%

を占 屋

8

次に

泉村

K

町 る

0)

絞

油

屋 から い。 Ŧī.

八 L

%

坂

綿

油 は 屋

屋

Ŧi. 灘

を占 K

7

る

にすぎな

水

油

自

油 摂

ともに、

大坂 堺

0

絞

油業者は大坂

周辺

0 で 白 大坂

在方絞油

屋 実紋

一や難目

両 は

組

水車

稼 七 両 %

屋 % 組

ょ B 稼

5

て 強 圧迫を受けていたことが わ 力。

大半が % E 地 れ % 両 を占め、 方 ら 播 組 0) 0) 播 磨 水 種 地 に買 車 絞 磨 かい 物 稼 油 問 6 か 請 6 から 屋 原料として使用さ 0) 屋 から E 四 地 0) Λ 買 買 が 域 水 請 派 で大坂 車 しゝ 請 稼屋 遣 高 Z け b % た綿 n 周 とを合計 重 要で、 Ŧi. 辺 て 畿 れてい 実 K い 内 0 集荷さ た する 0) 前 か 地 であ らが 域 た。 述 の を لح れ よう Ŧ. み ま た Ŧi. た 綿 八 7 Ŧī. K 又 実 灘 九 る 0) 四

> 表 136 摂 津 灘 H

> > [178, 239]

167, 125 + 0.208

油 橇 数 石 高 槲 石 文化14~文政 9 年 の10ヵ年分 136, 351. 998 340.879 ± 0.398 絞 (13, 635, 2)文化14~文政 5 年 迄 6 ヵ年分 82, 047, 198 立 (13, 674, 533)分 54, 304, 8 文政6~文政9年 迄4ヵ年分 (13, 576.2)每年残油油元立分 7, 997, 27 19,993+0.07팕 合 144, 349, 268 360,873+0.068売捌/文化14~文政9 340,908+0.218 136, 363, 418 年の10ヵ年分 173,783+0.01江 戸 廻 69, 513, 21

(注) 1 樽=0.4石で換算。[]は1 樽=0.39石で換算。

廻

歴史編Ⅱ 近 世

66, 850, 208

文化14年~	~文政5年	文政6年~	~同 9年	文化14年~文政9年		
合 計	年平均	合 計	年平均	合 計	年平均	
32, 540, 337	5, 423. 389	23, 901. 8	5, 975. 45	56, 442, 137	5, 644. 214	
26, 960. 67	4, 493. 445	14, 728	3, 682	41, 688. 67	4, 168. 867	
59, 501. 007	9, 916. 834	38, 629. 8	9, 657. 45	98, 130. 807	9, 813. 081	
14, 493. 281	2, 415. 547	10, 767. 8	2, 691. 95	25, 261. 081	2, 526. 108	
8, 052. 91	1, 342. 152	4, 907. 2	1, 220. 8	12, 960. 11	1, 296. 011	
22, 546. 191	3, 757. 699	15, 675. 0	3, 912. 75	38, 221. 191	3, 822. 119	
82, 047. 198	13, 674. 533	54, 304. 8	13, 570. 2	136, 351. 998	13, 635. 200	
4, 570. 247	761, 708	24, 172. 2	6, 043. 05	28, 742. 447	2, 874. 245	
3, 620. 8	603. 467	14, 566. 8	3, 641. 7	18, 187. 6	1, 818. 76	
8, 191. 047	1, 365. 175	38, 739	9, 684. 75	46, 930. 047	4, 693. 005	
3, 113. 961	518. 994	10, 842. 6	2, 710. 65	13, 956. 561	1, 395. 656	
1, 086	181	4, 877. 6	1, 219. 4	5, 963. 6	596, 36	
4, 199. 961	699, 994	15, 720. 2	3, 930. 05	19, 920. 161	1, 992. 016	
12, 391. 008	2, 065. 169	54, 459. 2	13, 614. 8	66, 850. 208	6, 685. 021	
27, 744. 21	4, 624. 035	0	0	27, 744. 21	2, 774. 421	
23, 384. 01	3, 897. 335	0	0	23, 384. 01	2, 338. 401	
51, 128. 22	8, 521. 37	0	0	51, 128. 22	5, 112. 822	
11, 278. 41	1, 879. 735	0	0	11, 278. 41	1, 127. 841	
7, 106. 58	1, 184. 43	0	0	7, 106. 58	710.658	
18, 384. 99	3, 064. 165	0	0	18, 384. 99	1, 838. 499	
69, 513. 21	11, 585. 535	0	0	69, 513. 21	6, 951. 321	
81, 904. 218	13, 650. 704	54, 459. 2	13, 614. 8	136, 363. 418	13, 636. 342	

の展開と市場構造。

出荷されていたことが知られる。 合で、水油が七 五一三石二斗一 万六三六三石四斗 表 137 摄 津 灘 目 次に、 項 Ħ 表 136 兵庫·灘目56輛仲間 に 水 升で五 J 車 新 水 田 って、 絞 油 升 九%を占め、 小 計 · 0%、 八合で、 灘目両 兵庫·灘目56輛仲間 油 白 車 新 田 髙 油 うち 組 小 計 大坂が六万六八五〇石二斗八合で四九・ 菜種による絞油量が七割を占めていた。 水車 しかし、 水油 合 計 一稼屋の から 兵庫·灘目56輛仲間 水 この数字は文政五年令によって江戸直 九万八〇五八石二斗六升七合、 車 水 新 \mathbf{H} 油 油 大 の出荷先についてみてみよう。 小 計 兵庫・灘目56輛仲間 自 車 新 水 \mathbb{H} 出 坂 油 小 計 合 計 荷 兵庫·灘目56輛仲間 水 水 車 新 田 () % また、 油 白油 江 1 計 で、 が三万八三〇五 この一〇年間の総合計 高 兵庫·灘目56輛仲間 出荷先では、 自 車 新 田 水 ほぼ同 戸 油 小 計 量が 計 合 江戸が 大坂 石 総 計 과 資料: 津田秀夫 『新版封建経済政策 六万九 Ŧi. は

 \equiv

年平均で大坂 も入っているので、 大坂へ六九九石九斗九升四合(一八・○%)、江戸へ三○六四石一 み よう 次に、 (表137)。 兵庫 へ一三六五石一斗七升五合 (一三·八%)、 この 灘目 五. 実際はもっと江戸積の比重が高 両者の絞油量は、 拾六 輛仲 間 請負人吉田屋吉右衛門 三万六三五一石九斗九升八合で、 かったものと推測 江戸へ八五一五石三斗七升 (八六・二%)、 水車新 斗六升五合 (八二・○%) と圧倒的 田請 され 負 水油の場合、 (入油 る 屋兵五郎 |積が禁止された以後 文政五年までは の場 合に K 白 0 江 油 戸 7 0) 江 0) 場合、 年 直 み 戸 力

歴史編Ⅱ 近 世

が行われていたことが知られる。 つまり、文政五年令によって、 灘目両組の江戸直積が禁止されるまでは、

灘目地方の水車によって絞油された製品は、その大部分が江戸へ直接売却されていたといえるだろう。 天保三年の油 幕府はこの調査をうけて、天保三年閏十一月九日に一九ヵ条におよぶ長文の油方仕法の改

方仕法の改正

正を令した。主要な項目を示してみよう。

- (1) 売り払うこと 諸国からの種物の増大をはかるため、大坂両種物問屋に加えて兵庫に一軒、 大坂・ 堺・兵庫両種物問屋の絞油原料の売買方法については、 荷主の自由で上記三ヵ所の種物問 堺に三軒の種物問屋を設立 屋
- (2) 播磨国の水車・人力油絞株を新規に認めること、
- (3)新設すること、 従来の大坂の出油屋・京口油問屋・江戸口油問屋を統一して油問屋とし、 大坂内本町橋詰町 ĸ 油寄所を
- (4)屋と摂津国で買い請けるほかに、 水車新田は、 菜種を、 大坂問屋から毎年一万五千石買い請けていたが、 山城・大和・ 河内・和泉・播磨の五カ国で五千石まで直買してもよいこ 今後は大坂 ・堺・兵庫 の種物問

Ł

- (5) 大坂に出さず、江戸にだけ直積すること、 摂津のうち、 灘目住吉村 (兵庫・灘目五拾六輛仲間)と水車新田および兵庫から西宮の間で絞油した分は、
- (7) 冥加銀の上納を免除すること、(6) 絞り油屋に日用油の直小売を認めること、

などが令された。

などが特徴的である。 を新設するとともに、 大坂中心の油支配が放棄され、 こうして大坂以外の西摂の絞油地帯や播磨国の新規の絞油株仲間によって、 水車新田については買入れを増やし、(3)競合相手であった播磨の絞油を認めたこと、 (1)難目に対して禁止していた江戸直積を認め、 (2) 灘目育成のため種物問 江戸への 屋

油の供給を増加させることが目的であった。

絞油 水車請負人が大坂町奉行所に呼び出されたが、 が休車し、 L か 地帯から江戸へ安定的に油を供給させようという幕府の目論見は、 その後、 灘目の水車絞油業は、 灘目両組の水車八一輛のうち三四輛しか稼動していないという状態であった。このため. これに十分応えたとはいえない。 原料の調達ができないためであると言い訳をしている。 天保三年令の翌年十二月には早くも半分 失敗に終わっているのである。 灘目

3 鉱山の開発

で 願 書によると、 銅 V 周辺の鉱山開発 有馬温泉の泉源と 出て差止めを認められてきた。 山開発が行われたところ、有馬温泉の湯脈に掘り当てたためであろうか、 有馬温泉湯本より五、 文化四年 (一八〇七) 五月に湯山町が、 止めを求めて、 その初例は一三四年以前の延宝元年 (一六七三) のことで、 大坂町奉行所へ 六里のうちで鉱山を掘ると、 出訴するという事件があった。 武庫郡西宮地先の鷲林寺村周辺での金山開発の差 温泉に支障をきたすので、 温泉の温度が下が その時同 これまで何度も 町 有馬郡 0) り、 提出し 湯 唐 量も 櫃村 た文

表 138 湯山町の鉱山差止め

年 代	開発場所	領 主	開発願人
延宝元年	有馬郡唐櫃村	長谷川久兵衛	
〃 8年	有馬郡船坂村	豊島権之丞	
貞享 3年	武庫郡小林村	豊島権之丞	
元禄 3年	有馬郡名来村	内藤大和守	
〃 3年	有馬郡名塩村	内藤大和守	
〃 4年	范原郡打出村	青山播磨守	
〃 4年	有馬郡名来村	長谷川六兵衛	
〃 11年	有馬郡名来村	石原新左衛門	
〃 14年	蔻原郡打出村	青山播磨守	大坂九条村俵屋仁左衛門
〃 16年	遠原郡打出村・芦谷村	青山播磨守	
正徳 3年	有馬郡唐櫃村	小堀仁右衛門	
享保19年	有馬郡唐櫃村	平岡彦兵衛	
延享 5年	有馬郡名塩村	萩原藤七郎	
寬延 1年	有馬郡名塩村柿之木場	萩原藤七郎	大坂島之内木綿町島屋治良三郎
宝暦 9年	莵原郡石屋村	松平遠江守	
安永 4年	有馬郡名塩村	稲垣藤左衛門	
寛政12年	八部郡再度山	石原庄三郎	二ツ茶屋村井筒屋忠兵衛
文化 4年	武庫郡鶩林寺村	木村周蔵	同村雷屋武左衛門・加賀屋七右 衛門・紺屋忠次

資料:『西宮市史』5,「兵庫県史料」30

この潮筋から温泉が湧出しているとし、 る。 動があった。 枯れると考えていたようである。その n 湯山より五、 銅山稼行は中止されたということであ 久兵衛によって鎮められ、唐櫃村での て、多数唐櫃村に押しかけるという騒 このままでは町が衰微してしまうとし 減少した。このため、 町 ため延宝元年以後、 ら西宮の鳴尾の沖に至る潮筋があり、 は、 て鉱山の開発が計画されると、 ればこの潮筋が掘り切られ、 当時湯山町 その差止めを求めたのである。 泉源に影響するとして訴願を行 この騒動は、代官長谷川 六里のうちで鉱山が開 の人々は、 湯山町の周辺にお 湯 紀伊熊野沖 Ш 町 0 町民が、 泉源が 湯山 カュ カュ

第四節 農業と業工鉱・漁業の発展 131 長谷銅山付近図(「摂津国八部郡全図」) とあ る。 して、 の開坑 長谷銅山 り、 しか 後、 月 0) 出 銅 休 坂

町 B られ、 状況をまとめ 出 0) 願 周辺で一 人の 鉱山 ts の開発は行われなか か たの K П 0 は 鉱山 から 大坂の 開発願が提出され、 表 138である。 町 人と並んで、 た この表によれば、 寛政十二年 その いずれもが有馬温泉の泉源に影響するという理 延 二八〇〇 宝元年から文化四年までの約一三〇年 0) 再度山開発では二ツ茶屋村 由で差 蕳 0 井 筒 し止 湯 屋 忠 Ш

兵衛の名もみえ、

カン

れは後述の長谷銅山の稼行にも関係している。

十七年 (一八八四) 十二月の 村の東方字藤ヶ谷にあり、 七ヶ年を経て、 神戸市域内でも一 このように有馬温泉の泉源保護のために、 Ш 開発 は湯 休山とす。このころ一ヶ年に五万斤出銅すと、 Ш İIJ 『摂津国 Ō 訴えにより、 坑敷発見は安永八年、 カ所だけ銅山の開発が行われ 八部郡坂本村 ほとんどが差し 地誌 これより寛政七 有 に 馬温 7 Ľ. 泉周 Ų, 3 た。 5 辺 その 明治 7 0) 銅

出銅高壱ヶ年三万斤たり、 Ш 高千五百斤たり、 步 しか ば、 享和元年より文化五年に至る八ヶ年を経る。 今休山とす。 また、 明治元年より同六年に至る、 当時 H

政七年まで毎年五万斤(約三○トン)の出銅高があったが休山したこと、 再び享和元年(一八〇二)から文化五年まで稼行し、 本村 の藤ヶ谷で、 安永八年 (一七七九) から銅山 毎年三万斤の産 から 開発され、 7 霓



幡宮) 借用一札」によると、長谷銅山の勘定場中が、八幡宮(六條八 山が盛行した場合には料物等にも心を用いることを約定して と呼ばれていたことが知られる。 いる。これによって、安永八年に銅山が開坑され、長谷銅 Ļ のうち、 その借地料として毎年米三斗ずつ神納すること、また銅 神官の林対馬守に対し、 長さ三〇間、 横一○間の土地を銅山稼行のため借用 八幡宮社領の山、 日南尾西谷 Ш

明元年(一七八一)に、長谷銅山の繁栄と安全を祈って金山神社が勧請されているのである。 「岡木氏」、左側には「天明元辛丑五月吉日」と陰刻されている。 ら小祠が残ってい る。 御神体は、 銅鉱石が安置されている。 そして、 つまり、 神前に灯籠二基があり、 長谷銅山の開坑された二年後の天 右側 K は

また、

長谷銅山の守り神として信仰されていた金山神社と

米他請取覚」 この長谷銅山の支配に関しては、 (天明三年九月) など、 代官万年七郎右衛門支配の多田銅山役人の郡司佐右衛門の発給 同種の史料が数通残されている。 これによって、 川辺郡銀山町に置 カ n

銅量があったこと、その後明治元年から同六年まで稼行し、

年額にして一万八千斤の産銅量があったこと、

明治十七年現在では休山となっていたことが知られる。

田中家文書」にある安永八年九月の

「持山銅山入用ニ付

每月千五百斤、

ことが慣例となって

いることが記されて

1,

また、

天保

九年

Ö

「長谷銅

山場所御

易一

る。付口

F.

書

によれば、

休山

の時には小左衛門が長谷銅

山を預

カ

る

て た多田 銀 (山役所の支配下にあっ たことがわ か るが、 その詳 細 K 9 b 7 は不 剪 つであ

創 行を行い Ш から さらに、 茶屋村の忠兵衛が 十一月の長谷銅 る人物が明治 0) 稼行し、 れる。 業当時 貞 史料により、 坂本村 稼行状況 長谷銅山の 助 忠兵衛と北山 の三人による また、 この節 同 から たい旨を願 の田中小左衛門であり、二ツ茶屋村の井筒屋忠兵衛とともに稼行していたことが記されてい 様に 五年 加入していたように記されているが、 1.第三期 この二つの史料には名前が出ていないが、 山山付支配人小左衛門 長谷銅 は一 明 安永八亥年に同 治 貞助(天保三年から加入)の三人も稼行人として参加していたものと思 に長谷銅 加入し、 ケ年に Į, 銅山 五年五月付の 出ている。 山 0 稼行人として銀山町 の稼行状況を示すと、 水抜を行ったことが、また天保三年からさらに銀銅山先北山 水抜ニ付願書」 五万斤程出銅 山の略歴を記したものであるが、 村 つまり、 0) 「長谷銅 田中小左衛門が開山 (田中)・二ッ茶屋村忠兵衛 していたので、 菅久次郎の「口上書写」に という史料によれば、 山出銅に付、 の元次郎 表別のようになる。 0) のみが記されてい Ļ 口上書写」 「願書」 小左衛門も開発人として参加していたと思わ ○ヶ年稼行していた」 若干の誤謬がある。 神戸二ツ茶屋村の井筒屋忠兵衛と申す者と共に から忠兵衛の 休山していた寛政十三年 (井筒屋)・ なお、 によれば、 は、 るが、 二ッ茶屋村の忠兵衛が安永八 この 河内国河内郡 このほ 加入は享和元年であったと思 「坂本村字長谷銅山 例えば、 とあり、 上書写」 ゎ かゝ 貞助を加え、 K 天保三年(二八三二) 長谷銅 田 松原村 (享和元年) 中 は 小左 山 銀銅山 菅久次郎な 水抜 0) に る。 開 年 れる。 先 発 稼 北 井 0 ッ

表 139 長谷銅山の稼行状況

期間	年 代	年数	稼 行 人	産 銅 量
第一	安永8~天明8	10	坂本村田中小左衛門(開山) 〔二ツ茶屋村井筒屋忠兵衛〕①	毎年5万斤
期	寛政1~同 12	12	体 山	
第二	享和1~文政1	18	井简屋忠兵衛 大坂松屋町中村屋吉兵衛	毎年5万斤
期	文政 2 ~同 12	11	体 山	
第三期	天保1~同 7	7	摂津多田銀山町元次郎 〔田中小左衛門〕② 〔井筒屋忠兵衛〕② 〔天保3より 河内郡松原村銀銅 山先北山貞助〕③	毎年2万斤
	天保8~慶応3	32	休 山	
第 四 期	慶応4.9~ (明治5.9)		菅 久次郎	明治2.3~4.12 24,204斤 明治5.1~5.7 1,942斤

(注) []は、「銅山水抜ニ付願書」で補訂したもので①は不参加、②は参加していたとそれぞれ推定される。第二期には田中小左衛門も参加していたと推定される。

資料:「菅久次郎口上書」(「田中家文書」)

衛門に が 天明八年まで毎 開発権を保有 Ш 時 忠兵衛と大坂松屋町 そして、 らずまってしまっ ら類推すると、 小左衛門が と次のようになるだろう。 Ш っている。 てい あ 期等史料によって必ずしも一 以上 は、 については、 以後近世 ったが、 加え、 *ts* 安永八年 述べてきたように、 享和 ŗ, 開発請負人として開発 が、 天保三年 崩に 二ツ茶屋村 **元**年 L 〇年 出水 年五 その稼行人や稼行 7 から坂 お 応整理してみ カュ た い ため 芳斤 間 0) 0 た。 6 0) い 中 開 7 ため 本 願書 は同 休 そして、 村 村屋吉兵 0 発人小左 であろう。 Ö)井筒| 坑敷 長谷 長谷銅 出 Ш 0) とな 家が 銅 田 定 銅 が カュ 中

諸の市

朝

鮮人御用覚日記」

(「鷲尾家文書」)には、

宝暦十二年 (一七六三) 当時兵庫に

は

行商

から生け洲持ちまで

魚美味にして、兵庫の魚と賞す」と紹介されている。

河内郡松原村 衛 が たと思われるが、 新 たに参加 の北山貞助が加入してい 文政元年まで採 その具体的な状況は不明である。 掘が行 る。 この二人は、 わ 'n た。 この忠兵衛と吉兵衛は、 貞助が そして、天保元年に 銀銅山先とい 銄 ら肩書を持ってい は銀山町の 山 開 発の資金主として参加 元次郎、 たように、 同三年に

4 漁業の変容

山

.開発技術者として水抜工事や新し

١,

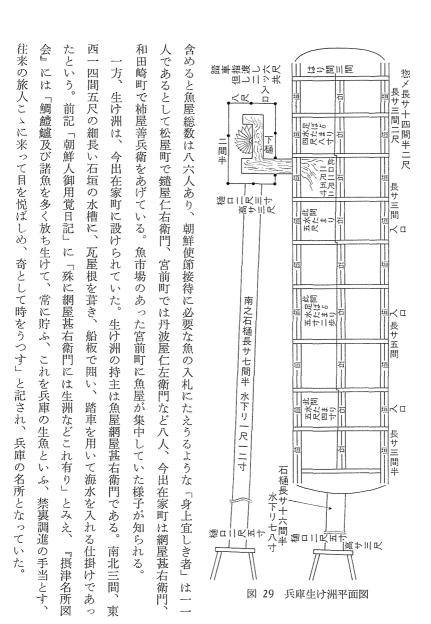
鉱脈の発見に努めたものと思われる。

は変わっていない。 七六〇頃)にはやや 船数も減少しているが、 と生け洲 兵庫の魚市 兵庫津では、 して極めて多く、 漁船や各地 漁業・ 海産物流通の一 へ出かけて魚を仕入れてくる田舎行魚買船の数が、 なお漁船は二六四艘、 拠点となっていたことは先にもふれ 田舎行魚買船は九六艘を数え、 周辺漁村に比 た 明 その 和 期 地

漁 は こうした漁業活動を背景に、 寛政十年 (一七九八) 者 同 書 船をこ」に寄せて、 尼 瀬戸内の漁場と京坂の市場を結ぶ拠点としてとりあげ 刊行の 毎朝諸魚の市あり、 兵庫 『摂津名所図会』にも、 K は魚市場が栄え、 こゝより又京師 この兵庫の魚市と生け洲がとり上げられてい 魚屋のうちには本格的 ・大坂 られ、 へ早船にて運送し、 宮前町にあって「これより西 な生け洲を設 市に商 けるものも現 Š る 都 0) 方 魚

歴史編Ⅲ 近 世

鉱は



この

時期以後の漁業衰退の傾向

は次第に深まってい

た。

漁業賦課である訴訟銀

につい

ても天明七年(一七八七)

減額を出願し、

、質目から以後一貫目ないし二貫三七○匁に減額されている。

安永四年(一七七五)あらためて他国行漁船についての申

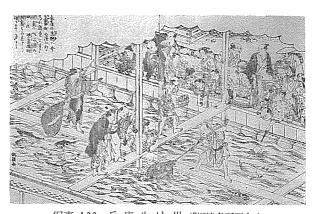
兵庫

の漁民が、

元での漁不振に対する打開策であったとみられる。

カン 同藩の船中台所方用意のために、 の他の活魚を注文している。 ○枚(八寸)、 網屋惣兵衛 年紀 魚供給における特徴をうかがうことができる。 なりまとまっ は欠くが、 鱸二〇本(一尺四、 た数量の活魚の需要にも応じ得たところに、 魚の調達を依頼した記録がある。 熊本藩大坂屋敷が、 魚市場のほかにも生け洲があって、 五寸)、 鯛二〇枚(二尺一、二寸)、 かれい二〇枚(九寸~一尺)そ 同藩浜本陣 それによれば、 小鯛二 兵庫

成策であった救助米五○俵の下付、 に編入された時、 い出ているが、 一候者も数多く御座候て、 漁船の発端 その願書にも「何分近年不漁打ち続き、 兵庫の漁船数は、 示 して 南浜の漁民からは、 る 次第に漁船減少仕り」 明和六年 (一七六九) 明和~天明期にかなりの減少を 酒株の貸下げなどの もと尼崎藩時代漁民 と説明している。 兵庫津が 継続 漁職相 幕府 0 を願 助 止 領



133 兵 庫生け州

(『摂津名所図会』)

兵庫

要請を受けた代官辻六郎右衛門はこれを許可

請を試みているのは、

こうし

た地

であった兵庫

浜 間浦々これ有り候、 ける場合もあった。 海域への出漁をも可能にしようというのである。 っていたという。そこで、兵庫津漁業者は特別に公儀公認の他国行漁船の鑑札を受けることによって、どの も各地でその慣例が形成されていた。たとえば須磨以東の摂津の沖では、 の 紀伊などへ出稼ぎ漁を行っていたこともあったというが、 漁船七四艘に他国行漁船の鑑札を下付した。 当時、 沖引網入会に相稼ぎ候」(寛政五年兵庫津漁場訴状)、 すなわち 摂津国内沖は各浦入会にな 地曳網など浜先漁はすでに各地元の漁場として確立されていたし、 もともと地元における春夏の漁期以外は、 天明八年管轄の代官所が大津に変更された時も、 他国出稼ぎ漁は時には相手浦から差止めを受 「摂播堺川辺大坂川 か 沖漁について 口辺までその つて阿波 五九艘の ・淡

鑑札を受けており、数に増減はあったが、以後もその制は引き継がれていった。

兵庫側はこの他国行漁船のことを、

のち、

家島の漁業者と争論になった時、

関 前 国浦にまで罷り越し漁事相稼ぎ候ても、 安永年中御聞き済ましの上、他国行漁船と御鑑札成し下され、壱艘毎に頂戴奉り候後は、 稼ぎ方手狭に相成り候ては御運上銀にも差支え、難渋仕り候義に付き、差し障りこれ無き様願い上げ、 々より榜示銀訴訟銀と相唱へ、 南は土佐紀州、 東は伊勢路迄罷り越し、 御運上銀相納め、 これ迄何の差し障りも御座無く漁相続け罷り在り候 漁事相稼ぎ候処、 兵庫津沖合并びに隣国は申すに及ばず、 折々差し障り申し遂げ候浦方これ有り、 前々の通り何 中国筋は上 (『兵庫県漁

との争論のように、 と主張している。こうして各海に出漁する公認を得たとする兵庫他国行漁が開始された。 時には相手地元浦との軋轢も生じた。

もっともこの家島

表 140 魚崎村の魚漁運上と浦銀

SC 1.0 MONTH SMARKETT CHINK								
項目	文政4年	(1821)	天保 6 年(1835)					
魚漁運上	銀 122.8		タ 銀 123.4					
浦 銀	数 1. 246 如 1. 246 内	銭 30 ^{貫文} 30 30 10 10	質 8 銀 1.146.9 内訳 網 4 張分 銭 120 ^{貫文} 小左衛門網歩一銭 1 貫500文 青 木 西青木 焼酎納屋					

庫榜示内での沖間漁をめぐる兵庫と二ツ茶屋村の争論、文化十一年停泊中の神戸村小廻船とその移動を求め 分網でないとして差し止めたために起こった争論 漁業の争論 は地元でもしばしば起こっ た。 寛政五年には兵庫が、 (以後借受け網漁はしないことで和解)、文化三年(一八〇六)兵 二ツ茶屋村の他所からの借受け網漁を自

が その浦銀高より高い額五〇〇匁で落札した自村漁者との間に争論 小 けの方法が目立っている。 負うことも当然あった。 の漁者が三○○~四○○匁で浦請けしている。 地曳網漁を行う権利をもつ。たとえば脇浜村では、 っては八〇〇匁)で漁をまかせ、寛保元年(一七四一)からは兵庫津 起こったりしたこともあった。 野浜について、 **灘目沿岸村のうちでは、とくに地曳網につ** 正徳年間に 大石村の漁者に 宝暦元年には、 もちろん落札者が、その期間排他的 入札によって漁者を定める浦請 従前浦受けの兵庫津 銀五〇〇匁 自村の漁者が請け 生田川 (年によ 寄 りの て

559 歴史編Ⅲ 近 世

20 - 11 /20 /C MIL 700									
漁 村名	裙帯菜 (ワカメ)	玉筋網 (イカ) ナゴ	縄	網	手繰網 (アブラ) メほか)	鰯 網 (イワシ)		瀬戸貝掛 (セト) ガイ)	鯔 網 (ボラ)
塩屋村	2~3月		$3\sim5$	月		6~12月	7~12月	The state of the s	
東垂水村	2~3月	3~5月			5月1日~	6~11月		11~12月	11~2月
西垂水村	2~3月	*3~5月				6~11月			
山田村	2~3月	*2~5月			5月1日~	6~11月		11月12月	11~12月

(注) *史料記載は魦網

を改めてきたほか、

特定の漁具の禁止や、

漁期の制限なども行ったという。

る。 や小左衛門らから、さらに浜の使用料らしい浦銀を隣村の青木村や西青木村か 伝四郎や青木村から、 いたと推測される。 ら徴収しているのが これでみると、 た 明石藩領山田 そのことを魚崎村の免割帳に記された魚漁運上と浦銀からみてみよう(表印)。 村の献上鯔 そのため、 いわば入漁料式に地曳網は一張につき銭三○貫文として村内の 税は網や漁船、 島村に藩の浜手役所を設置し、 明石藩領であった明石郡の沿岸は、 このうち伝四郎は、 わ その他の網は一〇貫文から一貫五〇〇文として藤右衛門 かる。 したがって、 煎納屋など個々の生産用具に課して、 魚崎村では魚商としてもその名がみえ この時期地曳網では四張が稼動して 積極的に漁業の取締りにあた 好漁場が多く、 藩は江 その数 并

たということであろう。しかし漁が全く行われなくなったというわけではなく 文化七年当時には網船が、さらに幕末の文久元年 (一八六一) では漁船もみえな くなっている。 Ï 沿岸では魚崎村の漁船の推移がわかる。 地元には大型の地曳網や網船を所有する網元が存在しなくなっ 寛政年間 より漁船数は減少し、

させて浜での漁業を認める方針をとっていたと考えられる。

魚漁運上は村が負担することにして、村の内外を問わず希望者には浦銀を納付

献

があったようで、イワシ網漁の場合は、 たとえば、禁止されていた漁具には鯛 塩屋村では六~十二月、 の延縄がある。 また、 漁期 東垂水村では六~十一月と定められてい の制限 は村によって種類や期間 にやや た

藩はまた他領からの入漁者も取り締り、 浦目付役を巡回させたり、 海上には、 沖目付を漁師古老などか b

という。終期が一カ月異なっている(表Ⅱ)。

選任し、

巡視させたともいう。

を藩主の遊漁用と指定し、 沖合二〇丁以内とすることが認められていた。藩は、文政三年 (一八二〇) 太郎左衛門・茂八郎両 の制限を加えた。 また、 上漁の時には、 藩は江井島村の飯蛸と山 藩主の家紋入り小幟を掲げさせたこともあったという。 山田村のボラ漁の場合をみると、その漁場は摂播国境から加古郡境まですなわち明石藩領 毎年銀札一○○匁ずつを下付したが、のち慶応年間ボラ網数を 田村の塩引ボラを、 幕府への献上品と定めて、 両村にその漁を課 張のみに制限し、 人の ボ ラ網 特 莂

56r